

社会福祉法人吉野福社会 報酬 規程

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人吉野福社会の評議員、及び選任解任委員、理事及び監事、に対して支給する報酬及び旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(種類)

第2条 報酬、日当 及び旅費

報酬は無報酬とする。(第8条 第21条)但し費用弁償として日当を支払う。旅費は町外のみ役員に支給する。尚、町外への研修 会議の旅費については別途職員旅費規定により支給する。

(金額)

第3条 日当 旅費の金額は次の通りとする

(1日につき)

1. 評議員会 3.000 円 町外は 4.000 円
2. 理事会 3.000 円 同上
3. 監査 2.000 円
4. 監事の理事会への出席は理事と同額の 3.000 円とする。
5. 評議員選任解任委員は評議員と同等の 3.000 円とする。
6. 旅費については八代市 宇城市は 1.000 円
その他は 2.000 円とする。

(準用)

第4条 この規定の定めていない事項については、施設に定める旅費規定を準用することとし、車賃等については施設長の額と同等の取扱いとする。

この規定は平成29年6月19日から適用する。